

八戸市農業委員会5月総会議事録

日時：令和2年5月14日（木）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中17名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 欠	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狩守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 21名中3名

1 番 木村 弁一 待機	2 番 ー	3 番 河原木 一実 待機	4 番 田名部 浩 待機
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 待機	7 番 赤坂 力雄 待機	8 番 田中 忠二 待機
9 番 三浦 勝浩 待機	10 番 山田 貴光 待機	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 待機
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 待機	15 番 高橋 勝男 待機	16 番 高橋 政典 待機
17 番 金谷 由松 待機	18 番 坂 文雄 待機	19 番 松倉 賢六 待機	20 番 上明戸 桂 待機
21 番 森 庄次郎 待機	22 番 森 光男 待機		

※ 5月総会は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、必要最小限の人数で実施した。

そのため、農地利用最適化推進委員については、運営協議会委員の齋藤委員と農地法第3条許可案件の調査員（報告者）の澤向委員と橋委員の3名が出席。

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、 技師 深堀 成美、 主事 寺地 圭次

松橋事務局長

それでは、御案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、木村武美委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から齋藤推進委員と澤向推進委員及び橘推進委員以外の推進委員の方は御欠席となっておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

マスクをしているので、聞こえ難いと思いますが、心を込めて元気よく唱和したいと思います。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、皆様におかれましてはお忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。今月も新型コロナウイルス感染対策として、このような形で総会を開催させていただきました。5月9日には、県の休業要請の解除が行われ、今日には39県の緊急事態宣言が解除される見通しのようなようですので、来月の総会については通常の開催ができるのではと思っております。コロナとの共存という言葉も聞くようになりましたが、宣言が解除されても気を緩めることなく体調に気を付けて、お互い思いやりを持って気を遣って過ごしていただければと思います。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 三浦 豊 委員、4番 馬場 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 21 号、令和元年度事業報告についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

松橋事務局長

それでは、事務局の松橋から令和元年度事業報告について説明いたします。

資料は、右上に総会資料別冊と記載されたものとなります。

失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

まず、概要ですが、我が国の農業は、担い手の減少、高齢化、遊休農地の増加など大きな問題を抱え、早急な農政改革の推進による農業・農村の再構築が喫緊の課題となっております。とりわけ、認定農業者等の担い手の育成・確保、遊休農地の発生防止・解消、農地利用集積が求められております。

令和元年度は、事業計画に基づき、総会、荒廃農地の全体調査・意向調査、優良農地のあっせん事業の実施、農家座談会の開催、農業後継者顕彰などを行っております。

また、農業者等との意見交換会の開催、三八地区及び青森県農業委員会大会を通じた要望・提案、八戸市農業経営者協議会の活動支援、農業者年金の加入推進、経営移譲等の相談と、農業や農業者に関する情報提供に取り組みました。

2ページをお開き願います。

I、会議等開催状況の、1、総会、(1)、議決事項ですが、アからスまでの13項目について、議決いただいております。

(2)、協議事項は、アからサまでの11項目について、検討していただきました。

3ページを御覧願います。

2、全員協議会については、開催日は7月10日、場所は農業経営振興センターで行い、案件は、令和元年度八戸市農林関係課所管事業等についてとして、市の農業関係各課から説明いただきました。

3、運営協議会については、主に総会案件に関する事前打合せとなっております。

4ページを御覧願います。

4、主な研修会・大会等につきましては、令和元年度は11回開催されております。

この後、5ページからの農政関係活動報告は、村上次長から、9ページからの農地関係活動報告につきましては、川名農地グループリーダーから説明いたします。

村上 GL

事務局村上から御説明いたしますので、資料5ページを御覧願います。

資料を事前配布しておりますので、簡略に説明いたします。

(1)、農家相談活動は、各地区ごとに日時とテーマを設定し、12月から1月にかけて市内8会場において農家座談会を開催し、出席者は延べ84人でした。

(2)、情報活動は、はちのへのうぎょうだよりと八戸のうぎょうを予定ど

おり発行しました。

6ページに移りまして、

(3)、農地台帳の整備は、年間を通じ台帳補正事務に努めました。

(4)、農地台帳記載証明書の交付は、本庁と南郷事務所を合わせて249件でした。

(5)、租税特別措置法に基づく証明書発行は、贈与税関係が5人、相続税関係が33人でした。

(6)、経理記帳の普及は、農業者からの相談に迅速に対応するよう努めました。

7ページに移りまして、

(7)、農業後継者の顕彰は、南郷島守地区の松石さんを顕彰し、累計65人となりました。

(8)、家族経営協定の推進は、1家族が協定を締結し、累計38家族となりました。

(9)、農業者等との意見交換会は、黒石市で先進的な取組みをしている講師を招いて講演会を開催し、参加者は54人でした。

(10)、農業者年金事業の加入状況は、新年金の加入者が22人、旧年金の受給待期者が23人でした。

8ページに移りまして、

農業者年金の受給状況は、新年金が合計69人、旧年金が合計263人でした。

外郭団体活動は、農業経営者協議会の活動で、会議の開催状況は表のとおり、全体事業は研修会として農業者等との意見交換会へ参加しました。

農政関係活動報告の説明は以上です。

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動報告につきまして御説明いたします。

9ページを御覧願います。

農地の権利移動と転用などの処理状況につきまして、表になっておりますとおり直近2か年の事務処理の件数と面積をまとめております。

川名 GL

農地の権利移動でございますが、事務処理の合計は、令和元年は件数で 212 件、面積で約 107.8ha となっており、前年より件数・面積ともに減少しております。

農地の転用でございますが、事務処理の合計は、令和元年は件数で 272 件、面積で約 15.9ha となっており、前年より件数・面積ともに増加しております。

その他の事務処理につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

10 ページをお開き願います。

表グラフの次、1、農地流動化と経営規模拡大施策のうち、次の 11 ページになりますが、(1)、農業経営基盤強化促進事業につきましては、ア、利用権設定実績として、設定件数は 160 件、設定面積は約 93.6ha となっており、その内訳等については資料に記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

12 ページをお開き願います。

2、遊休農地解消普及活動につきまして、農業委員会では、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査と農地パトロールを実施しており、令和元年度は、委員の皆様のご協力のもと、12 回の農地パトロールを実施いたしました。

令和元年度における荒廃農地の調査結果を表として掲載しておりまして、荒廃農地の合計面積は、約 232.8ha となっており、そのうち、B 分類の荒廃農地につきましては、令和元年 9 月総会及び 11 月総会において非農地と判断していただきましたので、所有者に通知し、農地台帳から除外したところです。

13 ページを御覧願います。

このページの項目につきましては、日頃行っております窓口での対応や、関係機関・部署との調整内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動報告の説明を終わりました。令和元年度事業報告につきましての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第3

次に、日程第3、議案第22号、令和2年度事業計画（案）についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

松橋事務局長

それでは、説明いたします。資料は、総会資料別冊となっている、令和2年度事業計画（案）です。

まず、基本方針ですが、要約して説明させていただきます。

我が国の農業は、国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土の保全等の多面的機能を有しており、農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしています。

しかしながら、農業者の減少や高齢化、遊休農地の増加等が深刻化するとともに、頻発する自然災害、野生鳥獣による農作物被害、さらには、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

今年3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」は、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとしています。

農業委員会系統組織では、人・農地プランの実行まで全力で取り組むとともに、食を支える農業・農村の魅力や重要性について、次世代に繋いでいくことが大切であるとしております。

当農業委員会といたしましては、「第11次八戸市農業計画」に沿って農業者の取組みを支援するとともに、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、持続性の高い活力ある農業と農村社会の実現に向けて活動します。

2ページをお開き願います。

I、会議関係の、1、総会については、例年の毎月1回に加え、今年度は委員

改選による組織会があるため 13 回を予定しております。

2、運営協議会の開催は、必要に応じて随時開催します。

3、全員協議会の開催は、未定です。

4、会議、研修会、大会等の開催、参加については、記載のとおりとなっております。

3 ページからの農政関係活動は、村上次長から、5 ページからの農地関係活動につきましては、川名農地グループリーダーから説明いたします。

村上 GL

御説明いたしますので、資料の 3 ページを御覧願います。

農政関係活動として、農業委員会の基本方針に基づき、地域農業の振興発展と農業経営基盤の確立のため、各種事業を積極的に推進してまいります。

1、地域性のある農業活動を展開するための建議要望、

2、諸制度の周知、相談、意見交換の場を設ける農家相談活動、

3、はちのへのうぎょうだよりや八戸ののうぎょうによる情報活動、

4、農地の権利移動等、利便性の向上を図る農地台帳の効率的な運用と整備、

5、農地の一括贈与や相続税納税猶予に係る租税特別措置法に係る事務、

6、農家の経理記帳の普及活動、

7、農業後継者の確保と育成を目的とした、農業後継者の顕彰、

4 ページに移りまして、

8、農業経営の安定を図るための制度資金の周知、

9、家族間の役割を文書化し、経営改善に努める家族経営協定の推進、

10、地域農業者への支援活動などを検討する農業者等との意見交換会の開催、

11、農業者の老後の安定のための農業者年金の普及・相談活動、

12、農業経営者協議会の事務局として、経営の改善や相互研鑽により、先端的農業経営の推進を図ってまいります。

以上の 12 項目について、昨年度に引き続き、推進してまいります。

農政関係活動の説明は以上です。

川名 GL

続きまして、事務局の川名から、Ⅲ、農地関係活動につきまして御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

1、農地事務の適正処理でございますが、農地等の権利移転・設定及び農地転用許可申請の処理等、農地法等に基づく農地事務処理につきましては、他法令との調整を図りながら、慎重かつ適正な処理に努めてまいります。

2、遊休農地解消活動事業につきましては、委員の皆様の御協力をいただきまして、今年度も農地パトロールを実施し、荒廃農地の早期発見と適切な指導に努めてまいります。

3、農業経営基盤強化促進事業につきましては、育成すべき農業経営者への農地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業などを実施してまいります。

その他、4、農地移動適正化あっせん事業から、6 ページにわたります、10、農地中間管理事業までの活動につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、農地関係活動につきましての説明を終わります。

村上 GL

続きまして、資料の7 ページを御覧願います。

今年度の農業委員会の予算概要ですが、歳入は、機構集積支援事業費補助金、農業委員会交付金、農業者年金受託事業、農業関係証明手数料等を合わせて、96,440,000 円、歳出は、委員報酬や職員給料等の人件費、農事振興組合長へのはちのへのうぎょうだより配付に係る報償費、はちのへのうぎょうだより配付や農地台帳システム保守管理に係る委託料、三八大会及び県大会のバス借上料など合わせて、96,440,000 円となっております。

予算概要の説明は以上です。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 23 号、農業委員会事務の実施状況等の公表についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

川名 GL

それでは、事務局の川名から、農業委員会事務の実施状況等の公表について御説明いたします。

資料は、A 4 縦で右上に総会資料別冊と記載された両面印刷のものとなります。

失礼ながら着座により、また、要約して説明させていただきます。

資料の表紙をめくりまして、1 ページをお開き願います。

はじめに、令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

I、農業委員会の状況につきましては、本年、令和 2 年 3 月末現在の状況を記載しており、1、農家・農地等の概要の上の表、農家数・農業者数等については、主に 2015 年・平成 27 年の農林業センサスに基づいて記載しております。下の表に移りまして、耕地面積ほかの農地面積については、各種統計調査等の数値を基に記載しております。

次に、2、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく現体制の農業委員・農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

2 ページをお開き願います。

II、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2、令和 2 年度の目標及び活動計画の目標集積面積は 1,096.4ha とし、うち新規は 73.2ha としております。

3 ページを御覧願います。

Ⅳ、遊休農地に関する措置でございますが、2、令和2年度の目標及び活動計画につきましては、解消の目標面積について、過去の実績を踏まえつつ、過大なものにならないよう10haとしております。

ここまでが、令和2年度の活動計画となります。

続きまして、5ページをお開き願います。

ここからは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。昨年度1年間の実績につきまして確認するものとなっております。

この5ページは、先程の令和2年度の活動計画と記載内容が同じでございますので、次の6ページをお開き願います。

Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、2、令和元年度の目標及び実績につきましては、集積目標面積1,077.2haに対しまして、実績は1,023.2haとなっております。

7ページは説明を省略させていただきまして、8ページをお開き願います。

Ⅳ、遊休農地に関する措置でございますが、2、令和元年度の目標及び実績につきましては、前年度に対しましての解消された面積、減少面積を記載しておりまして、目標は30haの解消、減少としておりましたが、実績では26.8haとなっております。

9ページの、Ⅴ、違反転用への適正な対応、また、10ページ以降につきましては、農業委員会の基本的な活動内容を取りまとめて記載しているものとなりますので、説明を省略させていただきまして、以上12ページまでが、令和元年度の活動の点検・評価となります。

最後になりますが、この作成いたしました内容を御承認いただき、併せて市ホームページに掲載することにより公表することにつきまして御承認いただきたく存じます。

以上で、農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

澤向委員

澤向から報告いたします。去る4月27日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号8番と11番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条8番

番号8番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、菊いも、かぼちゃ、小豆です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和元年12月に田を取得しています。通作距離は1km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化なし。休耕地・山林地ありです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、耕運機2台、草刈機3台、軽トラック1台を所有しており、トラクターは知

人から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

橘委員

橘から報告いたします。去る4月27日、阿達農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号9番、10番を調査してまいりましたので報告します。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条9番

番号9番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にございません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は12km。耕作道はありませんが、申請地に通じる土地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター2台、コンバイン、草刈機、田植機を各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条10番

続きまして、番号10番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にございません。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大根です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成30年8月に畑を取得しております。通作距離は3kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地ありです。農業経験は15年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、女1人です。農機具

保有状況は、トラクター2台、田植機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

澤向委員
3条11番

再び、澤向から報告いたします。番号11番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にございません。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成31年3月と令和2年3月に田を取得しています。通作距離は1km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、うち農業専従者は男3人、女3人です。農機具保有状況は、トラクター6台、田植機3台、軽トラック3台のほか、多数所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6
会長

次に、日程第 6、議案第 25 号、令和 2 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第 25 号、令和 2 年度第 2 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

議案の説明に入る前に、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、令和元年 5 月 24 日に公布、同年 11 月 1 日から施行されたことにより、農地中間管理機構を通じた手続の一部が変更になりましたので、その内容を御説明いたします。

別紙としてお配りしております「農地バンク事業の手続の簡素化」と書かれた資料を御覧ください。

これまでは、農地中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地の所有者である出し手から農地を借入れる集積計画の作成、受け手へその農地を転貸する配分計画の作成、という 2 つの手続が必要となっていました。その手続が簡素化され、出し手と受け手のマッチングが整っている場合には、集積計画の作成のみで農地中間管理機構による借入・転貸が可能となりました。その集積計画一括方式に対応するため、集積計画の様式に利用権の設定を受ける者兼利用権の設定をする者（農地中間管理機構）の住所・氏名欄を追加し、当該事案の備考欄には農地中間管理事業（一括方式）と表記することといたしました。

なお、再配分として転貸する場合など、すでに農地中間管理機構に借入れされている農地に関しましては、従来どおり配分計画の作成により転貸することとなるため、これからも八戸市長から配分計画案に係る意見を求められることもございます。

それでは、議案の説明に入りたいと思います。総会資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 25 件、使用貸借 26 件の計 51 件となっております

	<p>ます。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手9名、貸し手51名で、利用権設定面積は227,505㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番、2番	<p>番号1番と番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積3番、4番	<p>番号3番と番号4番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。</p>
利用集積5番	<p>番号5番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。</p>
	<p>番号6番から資料11ページ番号51番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p>
利用集積6番 ～21番	<p>番号6番から資料6ページ番号21番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間6,500円でございます。</p>
利用集積22番 ～25番	<p>番号22番から資料7ページ番号25番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、6年10か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。</p>
利用集積26番 ～46番	<p>番号26番から資料10ページ番号46番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積47番	<p>番号47番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用</p>

<p>利用集積 48 番 ～50 番</p>	<p>貸借するものでございます。</p> <p>番号 48 番から資料 11 ページ番号 50 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,600 円でございます。</p>
<p>利用集積 51 番</p>	<p>番号 51 番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。</p> <p>公告年月日は、令和 2 年 5 月 20 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>会長</p>	<p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>会長</p>	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
<p>日程第 7 会長</p>	<p>次に、日程第 7、議案第 26 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。</p>
<p>阿達委員</p>	<p>阿達から報告します。去る 4 月 27 日、中村委員と別館 7 階会議室 C において、番号 9 番から 11 番を調査してまいりましたので報告します。</p>

資料 13 ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条9番

番号9番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は21年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和2年5月25日から令和2年7月31日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立種差小学校から南東側約200mに位置し、宅地、畑、山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで、地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条10番

続きまして、番号10番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は2年3か月間の賃貸借です。転用目的は、水道工事の工事用地で、事務所1棟、休憩所1棟、仮設トイレ4棟、倉庫2棟、守衛室1棟、防音ハウス1棟を設置して利用します。実施計画は、令和2年5月21日から令和4年8月31日。2年3か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要。埋蔵文化財は十文字平遺跡内ですが、届出不要。土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、騒音対策として、防音ハウスを設置します。また、排水については、濁水処理設備、浄化槽、浸透枳、排水管を設置します。立地条件は、八戸市立白山台中学校から北西側約500mに位置し、山林、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調整措置は、根抵当権が設定されていますが、受人は了承済みだそうです。年金、税猶予等はありません。

5条 11 番

続きますして、番号 11 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は 21 年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立多賀小学校から北東側約 850m に位置し、宅地、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

中村委員

中村から報告します。去る 4 月 27 日、阿達委員と別館 7 階会議室 C において、番号 12 番、番号 13 番を調査してまいりましたので報告します。

資料 14 ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 12 番

番号 12 番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 2 年 7 月 15 日から令和 2 年 11 月 30 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み。埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部を砂利敷きし、排水については浄化槽と浸透枳を設置します。立地条件は、旧八戸市立松館小学校から南西側約 250m に位置し、山林、原野、宅地、畑に囲まれ、併用利用する宅地 1 筆を通じて市道に接続しています。農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続されるもの、として不許可の例外に当たるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 13 番

続きますして、番号 13 番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出

席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和2年7月1日から令和2年7月15日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青い森鉄道北高岩駅から北東側約375mに位置し、山林、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで、地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

次に、日程第8、報告第18号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願

会長

います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の4月分でございます。

資料の15ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 44 番

～51 番

今回の届出は、資料15ページ番号44番から資料17ページ番号51番までの計8件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9、

日程第10

会長

次に、日程第9、報告第19号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第20号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

才勝主幹

事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の4月分でございます。

まず、4条につきまして報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条8番 番号8番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条9番 番号9番、転用目的は資材置場でございます。

続いて、5条につきまして報告いたします。資料の21ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条37番 番号37番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条38番 番号38番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

5条39番 番号39番、転用目的は倉庫1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条40番 番号40番、転用目的は店舗1棟建築でございます。

5条41番、42番 番号41番、番号42番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条43番～45番 番号43番、番号44番、番号45番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条46番～48番 番号46番、番号47番、番号48番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条49番 番号49番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 11 会長	次に、日程第 11、報告第 21 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 27 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 2 番	番号 2 番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、令和 2 年 5 月 19 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 12 会長	次に、日程第 12、報告第 22 号、農地改良届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 1 番	番号 1 番、着工年月日は令和 2 年 4 月 15 日で、使用した土の採取場所は八戸市大字堤町地内とのことです。届出年月日、受理年月日は令和 2 年 4 月 7 日でございます。 以上、報告を終わります。

会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 13 会長	次に、日程第 13、報告第 23 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。 事務局から報告願います。
才勝主幹	事務局の才勝から御報告いたします。資料の 31 ページをお開き願います。 この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 4 月分でございます。 農地転用の制限の例外該当届出でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には、農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として 200 m ² 未満を転用する場合は、この届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。 申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
例外該当届出 1 番	番号 1 番、転用目的は農業用倉庫 1 棟建築でございます。届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時30分)